

県営生目台東団地自動販売機設置者募集要項

県営生目台東団地における自動販売機設置者（以下「設置者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項を御承知の上、お申し込みください。

1 公募事項及び物件

- (1) 自動販売機を設置するための県有財産の賃貸借（更新なし）
- (2) 公募物件
別添公募物件説明書記載のとおり。

2 応募資格要件

次の要件を満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号に掲げられた者でないこと。
- (2) 令第167条の4第2項の規定により宮崎県が実施する一般競争入札への参加を制限された者でないこと。
- (3) 法令等の規定により販売について許認可等を必要とする場合には、その許認可等を受けていること。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団関係者（暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）でないこと。
- (5) 所在又は居住について、次の地域要件を満たしていること。
 - ア 法人の場合は県内に本店、支店又は営業所を有し、個人の場合は県内に居住し業を営んでいること。（地域要件A）
 - イ 法人の場合は県内に本店を有し、個人の場合は県内に居住し業を営んでいること。（地域要件B）なお、地域要件Aを満たしている法人も応募申込みを行うことができるが、5に定める設置者の決定においては、地域要件Bを満たす法人及び個人を優先して取り扱うものとする。
- (6) 自動販売機の設置業務において、自ら管理運営する2年以上の実績を有していること。
- (7) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）、地方法人特別税及びこれらに附帯する徴収金を滞納していないこと。

3 公募条件等

(1) 貸付料等

ア 貸付期間

貸付期間は、各物件ごとに別添公募物件説明書記載のとおりとします。ただし、県が公用又は公共用に供するため必要が生じたとき、設置者（借受者）が貸付条件に違反する行為を行ったとき、その他県が必要と認めるときは、貸付契約を解除することがあります。

イ 貸付料

物件ごとに設置者として決定した者が提示した応募価格（税抜額）に消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を加えて得た額をもって年額貸付料とします。ただし、貸付期間中に消費税等の税率が変動した場合は、県は変動後の税率を適用して、年額貸付料の増額を請求できるものとします。なお、年額貸付料は、県が発行する納入通知書により、県が指定する期日までに全額納入してください。

※ 応募価格には、電気料は含みませんが、水道水を使用する場合は、水道料相当額を含むものとします。

ウ 光熱水費及びその他必要経費

光熱水費、自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の一切の費用は、設置者の負担とします。なお、設置者は、自動販売機の設置にあたって、電気料を算定するための子メーターを設置者の負担で設置し、貸付料とは別に、別途締結予定の協定書に基づき算定した電気料を県が指定する者に、県が指定する期日までに納入してください。

エ 貸付面積

貸付面積は、別添公募物件説明書記載のとおりとします。また、自動販売機及び3(3)イに定める使用済容器の回収ボックスは、公募物件ごとに示した場所に、貸付面積を超えないものを設置してください。また、必要に応じて、転倒防止対策も併せて行ってください。

オ 環境配慮

自動販売機の設置にあたっては、省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷を低減した自動販売機の機種 of 設置に努めてください。

(2) 使用上の制限

ア 貸付契約書の貸付条件を遵守し、貸付料等を定められた納入期限までに確実に納めること。

イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

ウ 自動販売機の設置及び管理運営に必要な一切の業務を県の承諾なく第

三者に委託してはならないこと。

エ 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、県の指示に従うこと。

オ 販売品目は、各物件ごとに別添公募物件説明書記載のとおり（缶・ペットボトル・ビン等の密閉式の容器入りとする。）とし、県内で生産された農林水産物（天然水は除く。以下「県内産」という。）を原料として加工した次に掲げる飲料（以下「県産飲料」という。）をいずれか1種類以上、取り扱うように努めること。また、酒類の販売及び標準小売価格を上回る価格での販売は行わないこと。なお、設置後に販売品目を変更する場合は、県と協議を行い、その指示に従うこと。

（ア） 県内産の野菜や果実を原料に使用した飲料

（イ） 県内産の茶葉を100パーセント原料に使用した飲料

（ウ） 県内産の生乳を原料に使用した飲料

（エ） その他県内産の食材を原料に使用した飲料

(3) 維持管理責任

ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置者が行うこと。なお、盗難等による商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、設置者の負担により速やかに復旧するとともに、設置者の損害について、県の責めに帰することが明らかな場合を除き、県はその責めを負わない。また、商品の賞味期限等に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

イ 使用済容器の回収ボックスは、販売する飲料の容器（缶・ペットボトル・ビン等）の種類に応じたものを設置し、設置者の責任で適切に回収、リサイクルすること。

ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこと。

エ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

(4) 原状回復等

設置者は、貸付期間が満了し、又は契約が解除された場合には、速やかに原状回復してください。また、設置者は、県に対し、原状回復に要した費用、自動販売機の設置に伴い支出した費用、その他一切の費用について、補償を請求することができません。

4 応募申込手続

(1) 申込方法及び申込期間等

申込みは、郵送又は持参によるものとし、申込先及び申込期間は別添公募物件説明書記載のとおりとします。なお、郵送の場合は書留とし、かつ、「自動販売機設置応募申込書」と明記してください。また、申込期間内必着とします。

(2) 必要な書類（各1部）

次の書類を提出してください。

ア 応募申込書（第1号様式）

イ 役員等一覧（第2号様式）

ウ 誓約書（第3号様式）

エ 販売品目一覧（第4号様式）

オ 設置を希望する自動販売機のカタログ（寸法、消費電力が確認できるもの）

カ 2(3)に係る許認可等を受けていることを証する書類の写し（許認可等を必要とする場合のみ。）

キ 県税の納税証明書（県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）、地方

ク （法人）法人登記簿謄本（現在事項全部証明書）

（個人）住民票記載事項証明書

ケ 2(6)に係る実績を確認できる書類（様式任意）

※ キ及びクは、発行後3か月以内の原本に限ります。

(3) 申込書等の書換えの禁止

応募者は、一旦提出した応募申込書等の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(4) 応募申込みの無効

次のいずれかに該当する場合は、無効となります。

ア 応募資格のない者が行った応募申込み

イ 応募申込みに関し不正な行為を行った応募申込み

ウ 応募申込書等の金額、氏名、印鑑その他主要な部分について誤脱又は判読不能なものがある応募申込み

エ 記名押印を欠く応募申込み及び金額を訂正した応募申込み

オ 応募申込書等（添付書類を含む）に虚偽の記載を行った応募申込み

カ 応募者が同一物件について複数の応募申込みを行ったときは、その全部の応募申込み

キ 申込期間までに応募申込みがなかったもの

- ク 応募に関し、県の担当職員の指示に従わなかった者の応募申込み
- ケ 前各号に掲げるもののほか、この「募集要項」に規定する応募に関する条項に違反した者の応募申込み

(5) その他

電話、ファックス、インターネットによる受付は、行いません。

5 設置者の決定

- (1) 公募物件ごとに提出された応募書類の審査を行い、「2 応募資格要件」に定める資格を全て満たしている者を選定対象者とします。
- (2) 選定対象者のうち、県が販売品目の内容等を審査し、適当であると認められた者で、かつ、県が定めた最低貸付料以上で、最高の価格で応募申込みを行った者を設置者とします。なお、販売品目の内容等が適当で、最高価格の応募が2者以上ある場合は、当該応募者の立会いのもと、くじにより選定します。
- (3) 設置者の決定は、3月1日（水）頃を予定しています。設置者の決定後、応募者に選定結果を連絡します。
- (4) 各応募者の応募価格が県が定めた最低貸付料に達しなかった場合は、希望者から再度応募申込書を提出していただき、設置者を選定する場合があります。
- (5) 応募者数等の応募状況、設置者名及び決定価格について、県ホームページ等において公表を予定していますので、あらかじめ御了承ください。

6 行政財産貸付申請の手続

設置者に決定された方は、別途定める期日までに、次の書類を提出していただきます。

(1) 公有財産借受申請書（県指定様式）

申請書中に連帯保証人の記名押印が必要となります。

ただし、設置者に決定された方が、以下のア、イのいずれかにあてはまる場合は、連帯保証人を立てる必要はありません。

ア これまでに、国又は地方公共団体の施設において、自動販売機設置の実績があり、県がその実績を確認できる場合

イ 1年度の貸付料（貸付期間が1年度に満たない場合は、1年度分に相当する額）の1.1倍に相当する金額以上の現金や有価証券（貸付期間満了までは換金可能であるものに限ります。）などの担保を提供していただける場合

- (2) 設置場所への自動販売機及び使用済容器回収ボックスの配置図
- (3) その他参考となる書類

7 設置者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに貸付けの手續に応じなかった場合
- (2) 設置者が応募者の資格を失った場合

8 その他

貸付手續に関する一切の費用については、設置者の負担とします。また、設置者の都合による契約の解除は、設置後1年を経過し、かつ、2か月前までに申入れがあった場合には、これを認めるものとしますが、契約の解除により行う公募への参加は認めません。

9 参考

現在の県営生目台東団地の入居戸数は220戸です。

問い合わせ先

宮崎土木事務所 建築課 建築住宅担当 綾

〒880-0805

宮崎市橋通東1丁目9番10号

電話 0985-26-7287

県営生目台東団地自動販売機設置者募集要項 公募物件説明書

1 公募物件

物件 番号	設置場所	所在地	貸付期間	貸付面積 (㎡)		販売品目	その他条件	H31年度 売上実績	位置 図等
				幅(m) × 奥行(m)					
2	県営生目台東団地	宮崎市生目台東3丁目19番地1	R5.4.1 ~ R8.3.31	1.90 × 1.10	= 2.09	缶又はペットボトルなど密閉式の容器とし、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー及びジュース類を含むこと。	地域要件B	1,760本 214,510円 (注4)参照	図1

(注1) 設置は、物件番号ごとに各1台とします。また、設置場所によっては、商品の補充やメンテナンスの際の扉の開閉等に支障がある場合もあるので、応募前に確認してください。

(注2) 貸付面積に使用済容器の回収ボックスも含むものとします。

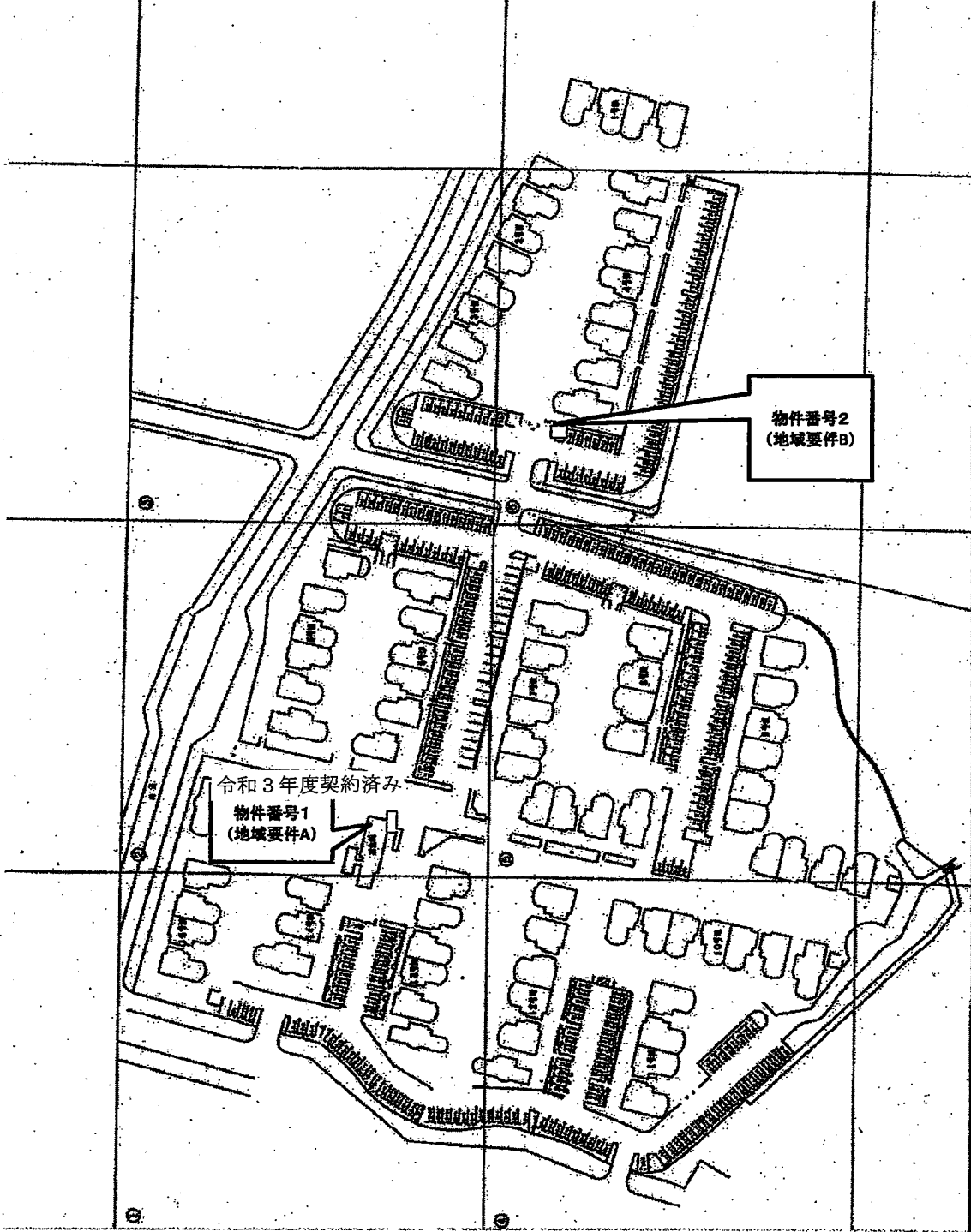
(注3) 販売品目は、募集要項に定める県産飲料をいずれか1種類以上、取り扱うように努めてください。

(注4) H31年度売上実績は、既存の設置者へ聞き取り調査を行ったものであり、県が売上げを保証するものではありません。

2 申込先及び申込期間

物件 番号	申込先 (各施設所管課)			申 込 期 間	
	住 所	名 称	電話番号	郵送する場合	持参する場合
2	〒880-0805 宮崎市 橋通東1-9-10	宮崎土木事務所 建築課	0985-26-7287	R5.1.20(金)~R5.2.10(金)必着 書留扱いとし、封筒に「自動販売機設置応募申込書」と明記してください。	R5.1.20(金)~R5.2.10(金) 午前8時30分~正午、午後1時~午後5時 なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

図1 (県営生目台東団地) 物件番号1及び2の位置図



応 募 申 込 書

令和 年 月 日

宮崎土木事務所長 殿

申込人 住 所
氏 名
電 話
印

県営生目台東団地における自動販売機設置者の募集について、募集要項の各条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

1 設置希望場所及び応募価格

物件 番号	設 置 場 所	応 募 価 格 (提 案 貸 付 料)							
		千 万	百 万	十 万	万	千	百	十	円
2	県営生目台東団地							0	0

(注1) 物件番号及び設置場所は、公募物件説明書に記載されたもののうち、設置を希望するものについて記入してください。

(注2) 応募価格は、年額とし、百円単位(税抜)で記入してください。なお、応募価格に(税抜)に消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を加えて得た額をもって年額貸付料とします。ただし、貸付期間中に消費税等の税率が変動した場合は、県は変動後の税率を適用して、年額貸付料の増額を請求できるものとします。また、応募価格には、電気料は含みませんが、水道水を使用する場合は、水道料相当額を含めて記入してください。

(注3) 応募価格は、算用数字で記入し、初めの数字の頭に「¥」又は「金」を記入してください。

(注4) この応募申込書は、物件番号ごとに記入し、必要書類を添付してください。

第2号様式

役員等一覧

法人名： _____

役職名	(ふりがな) 氏名	性別	生年月日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日

(注1) 本様式には、法人登記簿謄本（現在事項全部証明書）に記載されている役員全員（現在就いている方）及び支店若しくは営業所を代表する方で、役員以外の方について記載してください。

(注2) 個人事業者の方は、「氏名」、「性別」、「生年月日」を記載してください。

(注3) 収集した個人情報については、契約締結事務等の本来の目的を達成するために使用することとし、その他の目的のためには一切使用しません。

第3号様式

誓 約 書

私は、県営生目台東団地における自動販売機設置者の募集の申込みにあたり、次の事項を誓約します。

- 1 応募申込書の提出に際し、県営生目台東団地自動販売機設置者募集要項の各条項について十分理解し、承知の上で申し込みます。
- 2 県営生目台東団地自動販売機設置者募集要項「2 応募資格要件」に定める必要な資格を有します。

宮崎土木事務所長 殿

令和 年 月 日

申込人 住 所
氏 名
電 話

印

第4号様式

販 売 品 目 一 覧

県営生目台東団地自動販売機設置者募集要項「3 公募条件等 (2)オ」に定める販売品目は、以下のとおりです。

物件番号	2
------	---

メーカー名	商品名	規格 (内容量)	容器の 種類	標準小売 価格 (税込)円	販売小売 価格 (税込)円	県産飲料	備考
(記入例)							
〇〇食品 有限会社	〇〇〇〇〇〇 野菜ジュース	500ml	ペット ボトル	150円	120円	○	
〇〇飲料 株式会社	〇〇〇〇〇〇 BLACK(コーヒー)	200ml	缶	120円	120円		ホット及び ユレ対応

(注1) 設置時に陳列する販売品目について記入してください。なお、設置後に販売品目を変更する場合は、県と協議の上、その指示に従ってください。

(注2) 商品名は具体的に記入するとともに、容器の種類欄には「缶、ビン、ペットボトル、紙パック等」の別を記入してください。

(注3) 募集要項に定める県産飲料をいずれか1種類以上、取り扱うように努めてください。県産飲料の欄には該当商品のみ「○」を記入してください。

なお、県産飲料の取扱いについて、別途資料を求める場合があります。

宮崎土木事務所長 殿

令和 年 月 日

申込人 住 所
氏 名
電 話

印

任意様式

自動販売機設置業務管理運営実績

県営生目台東団地自動販売機設置者募集要項「2 応募資格要件 (6)」に定める管理運営実績は、以下のとおりです。

設置場所	設置期間
(記入例)	
〇〇市役所 本館 1階	平成〇〇年4月1日～令和〇〇年3月31日

(注1) 応募申込書を提出する日以前で有する2年以上の実績を記入してください。

(注2) この様式は任意です。契約書等で当該実績が確認できる場合は、その写しでも構いません。

宮崎土木事務所長 殿

令和 年 月 日

申込人 住所
氏名 印
電話

(契約書作成例—連帯保証人を立てさせない場合)

賃 貸 借 契 約 書

宮崎県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、
次の条項により契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(貸付物件)

第2条 甲は、末尾記載の物件（以下「貸付物件」という。）を乙に貸し付け、乙は、これを借り受ける。

(使用目的)

第3条 乙は、貸付物件を自動販売機施設用地として使用しなければならない。

(貸付期間)

第4条 貸付物件の貸付期間（以下「貸付期間」という。）は、 年 月 日
から 年 月 日までとする。

(貸付料)

第5条 貸付物件の貸付料（以下「貸付料」という。）は、次のとおりとする。

年度	貸付期間	貸付料（年額）
年度	年4月1日から 年3月31日まで	金〇〇〇〇円 (消費税及び地方消費税額金〇〇〇 円を含む。)
年度	年4月1日から 年3月31日まで	金〇〇〇〇円 (消費税及び地方消費税額金〇〇〇 円を含む。)
年度	年4月1日から 年3月31日まで	金〇〇〇〇円 (消費税及び地方消費税額金〇〇〇 円を含む。)

(貸付料の支払)

第6条 乙は、貸付料を、甲が発行する納入通知書により甲の指定する期日までに納入しなければならない。

(電気料及びその支払)

第7条 乙は、設置する自動販売機ごとに電気使用量を計測する有効期間内のメーターを乙の負担で設置しなければならない。

2 自動販売機に係る電気料は、甲と乙及び甲が指定する者（以下「丙」という。）の3者で締結する「県営住宅における自動販売機に係る電気料に関する協定書」に基づき、乙が計算し、丙に支払うものとする。

(貸付料の改定)

第8条 甲は、経済事情の著しい変動、消費税及び地方消費税の税率の変動その他正当な理由がある場合は、貸付料の増額を請求することができる。

(遅延利息)

第9条 乙は、第6条及び第7条に定める支払を遅延したときは、その遅延日数に応じ、遅延金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合により算定した額を甲に支払わなければならない。ただし、当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

(担保責任)

第10条 乙は、この契約締結後、貸付物件に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものがあることを発見しても、目的物の修補、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完請求、貸付料の減免又は損害賠償の請求をすることができないものとする。

(債務の保証)

第11条 乙は、この契約締結日までに、第5条で定める1年度の貸付料（貸付期間が1年度に満たない場合は1年度分に相当する額）の1.1倍に相当する金額以上の現金又は有価証券（貸付期間満了までは換金可能であるものに限る。）を担保として甲に提供するものとする。ただし、乙が、これまでに、国又は地方公共団体の施設において、自動販売機設置の実績がある場合は、担保の提供は不要とする。

2 乙が、本契約に係る甲への債務（貸付料、遅延利息及び損害賠償金）の支払を怠った場合は、甲は乙が提供した現金又は有価証券をその債務の弁済に充てることができる。

3 甲は、貸付期間満了後、又は第18条に定める契約解除後、乙が第1項で提供した担保を返還する。前項の場合において甲がその担保を債務の弁済に充てた場合は、その残額を返還する。

(権利の譲渡等の禁止)

第12条 乙は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 貸付物件に関する権利を第三者に譲渡し、又は転貸すること。

(2) この契約に基づく自動販売機の設置及び管理運営に必要な一切の業務を甲の承諾な

く第三者に委託すること。

(3) この契約の目的外に使用すること。

(使用上の制限)

第13条 乙は、貸付物件を善良なる管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 乙は、貸付物件の原状を変更しようとするときは、甲の承認を得なければならない。

(修繕義務)

第14条 甲は、貸付物件の修繕義務を負担しないものとし、当該物件の維持管理のために支出する費用は、すべて乙の負担とする。

(滅失又は毀損の通知)

第15条 乙は、貸付物件の全部又は一部が滅失し、又は毀損した場合には、直ちに甲にその状況を通知しなければならない。

(実地調査等)

第16条 甲は、貸付物件について随時その使用を実地に調査し、又は必要な報告若しくは資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は、その調査を拒み、妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

2 甲は、貸付期間の満了又はこの契約の解除により行う公募において、前項の規定により乙から貸付物件の自動販売機ごとの売上実績について報告を求め、この売上実績を公表することができる。

(入替え手続き)

第17条 乙は、契約条件の範囲で、既に設置した自動販売機を他の自動販売機に入れ替えようとするときは、宮崎土木事務所長に新たに設置する自動販売機の仕様等を記載した自動販売機の入替計画書（県有施設における自動販売機設置者の公募選定に係る事務取扱要領第5様式（以下「入替計画書」という。））を提出する。

2 宮崎土木事務所長は、入替計画書の内容を審査し、入替計画に是正が必要な場合又は入替計画の内容が不適当な場合はその旨を乙に通知し、入替えを承諾する場合は自動販売機の入替計画受理票を乙に交付する。

3 乙は、入替計画受理票の交付を受けた後、予定された作業日程で入替を行う。

(契約の解除)

第18条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が、この契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 甲において、公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするとき。

(3) この契約に係る「県営生目台東団地自動販売機設置者募集要項」（以下「募集要項」という。）に定める応募資格要件について、偽って応募したことが明らかになったとき、又は応募資格要件を満たさなくなったとき。

2 甲は、乙が公有財産借受申請書に掲げる誓約事項に違反したときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

3 乙の都合によるこの契約の解除は、設置後1年を経過し、かつ、2か月前までに甲に申入れを行ったときには、これを行うことができる。ただし、この契約の解除により甲が行う公募には、乙は参加できない。

(貸付物件の返還)

第19条 乙は、貸付期間が満了した場合は当該期間満了の日に、又は、前条の規定によりこの契約が解除された場合は甲の指定する期日までに、貸付物件を原状に回復した上、これを、甲に返還しなければならない。

(貸付料の返還)

第20条 甲は、貸付期間の中途において、乙の責めに帰すことのできない事由により契約を解除するときは、既に乙が納入した貸付料のうち未経過期間に対応する貸付料を乙の請求に基づき、乙に返還する。

2 前項の場合において、原状回復に要した費用、自動販売機の設置に伴い支出した費用、その他一切の費用について、これを甲に請求しないものとする。

(損害賠償)

第21条 乙は、その責めに帰する事由により貸付物件の全部又は一部を滅失又は毀損した場合は、当該物件の損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、乙において、当該物件を原状に回復した場合には、この限りでない。

2 前項に掲げる場合のほか、乙は、この契約に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として、甲に支払わなければならない。

(契約の費用)

第22条 この契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(その他遵守事項)

第23条 乙は、貸付物件を使用するにあたり、募集要項に定める公募条件等を遵守するものとする。

(協議)

第24条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

貸貸人 甲 宮 崎 県 宮 崎 土 木 事 務 所

所 長

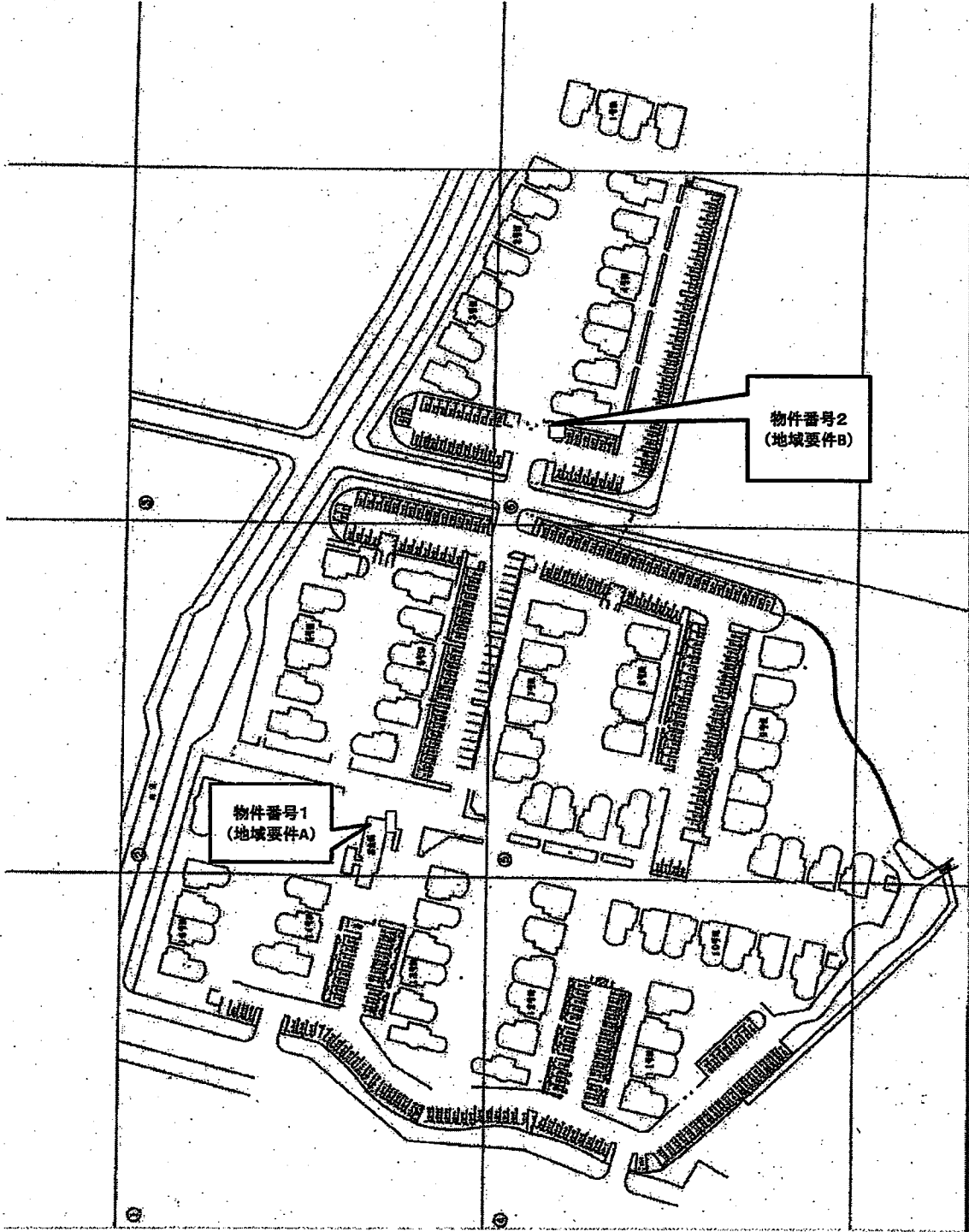
貸借人 乙 ○○市○○町○○番地
○○○○

代表者 職 氏 名

物件の表示

財産名称	所在地	貸付箇所	貸付面積
県営生目台東団地	宮崎市生目台東3丁目19番地1	別図のとおり (物件番号2)	2.09㎡

图1 (県営生目台東団地) 物件番号1及び2の位置図



(契約書作成例－連帯保証人を立てさせる場合)

賃貸借契約書

宮崎県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、
（以下「丙」という。）を連帯保証人として、次の条項により契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第2条 甲は、末尾記載の物件（以下「貸付物件」という。）を乙に貸し付け、乙は、これを借り受ける。

（使用目的）

第3条 乙は、貸付物件を自動販売機施設用地として使用しなければならない。

（貸付期間）

第4条 貸付物件の貸付期間（以下「貸付期間」という。）は、 年 月 日
から 年 月 日までとする。

（貸付料）

第5条 貸付物件の貸付料（以下「貸付料」という。）は、次のとおりとする。

年度	貸付期間	貸付料（年額）
年度	年4月1日から 年3月31日まで	金〇〇〇〇円 (消費税及び地方消費税額金〇〇〇 円を含む。)
年度	年4月1日から 年3月31日まで	金〇〇〇〇円 (消費税及び地方消費税額金〇〇〇 円を含む。)
年度	年4月1日から 年3月31日まで	金〇〇〇〇円 (消費税及び地方消費税額金〇〇〇 円を含む。)

（貸付料の支払）

第6条 乙は、貸付料を、甲が発行する納入通知書により甲の指定する期日までに納入し

なければならない。

(電気料及びその支払)

第7条 乙は、設置する自動販売機ごとに電気使用量を計測する有効期間内のメーターを乙の負担で設置しなければならない。

2 自動販売機に係る電気料は、甲と乙及び甲が指定する者(以下「丁」という。)の3者で締結する「県営住宅における自動販売機に係る電気料に関する協定書」に基づき、乙が計算し、丁に支払うものとする。

(貸付料の改定)

第8条 甲は、経済事情の著しい変動、消費税及び地方消費税の税率の変動その他正当な理由がある場合は、貸付料の増額を請求することができる。

(遅延利息)

第9条 乙は、第6条及び第7条に定める支払を遅延したときは、その遅延日数に応じ、遅延金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合により算定した額を甲に支払わなければならない。ただし、当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

(担保責任)

第10条 乙は、この契約締結後、貸付物件に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものがあることを発見しても、目的物の修補、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完請求、貸付料の減免又は損害賠償の請求をすることができないものとする。

(連帯保証人及び保証の限度額)

第11条 丙は、乙が本件契約において甲に対して負担する債務(貸付料、遅延利息及び損害賠償金)については、第5条で定める1年度の貸付料(貸付期間が1年度に満たない場合は、1年度分に相当する額)の1.1倍に相当する金額(当該額に100円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てて算定。年額相当額には、消費税及び地方消費税額を含む。)を限度として、乙と連帯して甲に対する履行の責を負うものとする。

2 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、貸付料の支払い状況や遅延利息の額、損害賠償の額等、乙の甲に対する債務に関する情報を提供しなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第12条 乙は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 貸付物件に関する権利を第三者に譲渡し、又は転貸すること。

(2) この契約に基づく自動販売機の設置及び管理運営に必要な一切の業務を甲の承諾なく第三者に委託すること。

(3) この契約の目的外に使用すること。

(使用上の制限)

第13条 乙は、貸付物件を善良なる管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 乙は、貸付物件の原状を変更しようとするときは、甲の承認を得なければならない。

(修繕義務)

第14条 甲は、貸付物件の修繕義務を負担しないものとし、当該物件の維持管理のために支出する費用は、すべて乙の負担とする。

(滅失又は毀損等の通知)

第15条 乙は、貸付物件の全部又は一部が滅失し、又は毀損した場合には、直ちに甲にその状況を通知しなければならない。

(実地調査等)

第16条 甲は、貸付物件について随時その使用を実地に調査し、又は必要な報告若しくは資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は、その調査を拒み、妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

2 甲は、貸付期間の満了又はこの契約の解除により行う公募において、前項の規定により乙から貸付物件の自動販売機ごとの売上実績について報告を求め、この売上実績を公表することができる。

(入替え手続き)

第17条 乙は、契約条件の範囲で、既に設置した自動販売機を他の自動販売機に入れ替えようとするときは、宮崎土木事務所長に新たに設置する自動販売機の仕様等を記載した自動販売機の入替計画書（県有施設における自動販売機設置者の公募選定に係る事務取扱要領第5様式（以下「入替計画書」という。））を提出する。

2 宮崎土木事務所長は、入替計画書の内容を審査し、入替計画に是正が必要な場合又は入替計画の内容が不適当な場合はその旨を乙に通知し、入替えを承諾する場合は自動販売機の入替計画受理票を乙に交付する。

3 乙は、入替計画受理票の交付を受けた後、予定された作業日程で入替を行う。

(契約の解除)

第18条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が、この契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 甲において、公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするとき。

(3) この契約に係る「県営生目台東団地自動販売機設置者募集要項」（以下「募集要項」という。）に定める応募資格要件について、偽って応募したことが明らかになったとき、又は応募資格要件を満たさなくなったとき。

2 甲は、乙が公有財産借受申請書に掲げる誓約事項に違反したときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

3 乙の都合によるこの契約の解除は、設置後1年を経過し、かつ、2か月前までに甲に申入れを行ったときには、これを行うことができる。ただし、この契約の解除により甲が行う公募には、乙は参加できない。

(貸付物件の返還)

第19条 乙は、貸付期間が満了した場合は当該期間満了の日に、又は、前条の規定によりこの契約が解除された場合は甲の指定する期日までに、貸付物件を原状に回復した上、これを、甲に返還しなければならない。

(貸付料の返還)

第20条 甲は、貸付期間の中途において、乙の責めに帰すことのできない事由により契約を解除するときは、既に乙が納入した貸付料のうち未経過期間に対応する貸付料を乙の請求に基づき、乙に返還する。

2 前項の場合において、原状回復に要した費用、自動販売機の設置に伴い支出した費用、その他一切の費用について、これを甲に請求しないものとする。

(損害賠償)

第21条 乙は、その責めに帰する事由により貸付物件の全部又は一部を滅失又は毀損した場合は、当該物件の損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、乙において、当該物件を原状に回復した場合には、この限りでない。

2 前項に掲げる場合のほか、乙は、この契約に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として、甲に支払わなければならない。

(契約の費用)

第22条 この契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(その他遵守事項)

第23条 乙は、貸付物件を使用するにあたり、募集要項に定める公募条件等を遵守するものとする。

(協議)

第24条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙とは、本物件について上記のとおり賃貸借契約を締結し、また、甲と丙が、上記のとおり乙の債務について保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

賃貸人 甲 宮 崎 県 宮 崎 土 木 事 務 所

所 長

賃借人 乙 ○○市○○町○○番地
○○○○

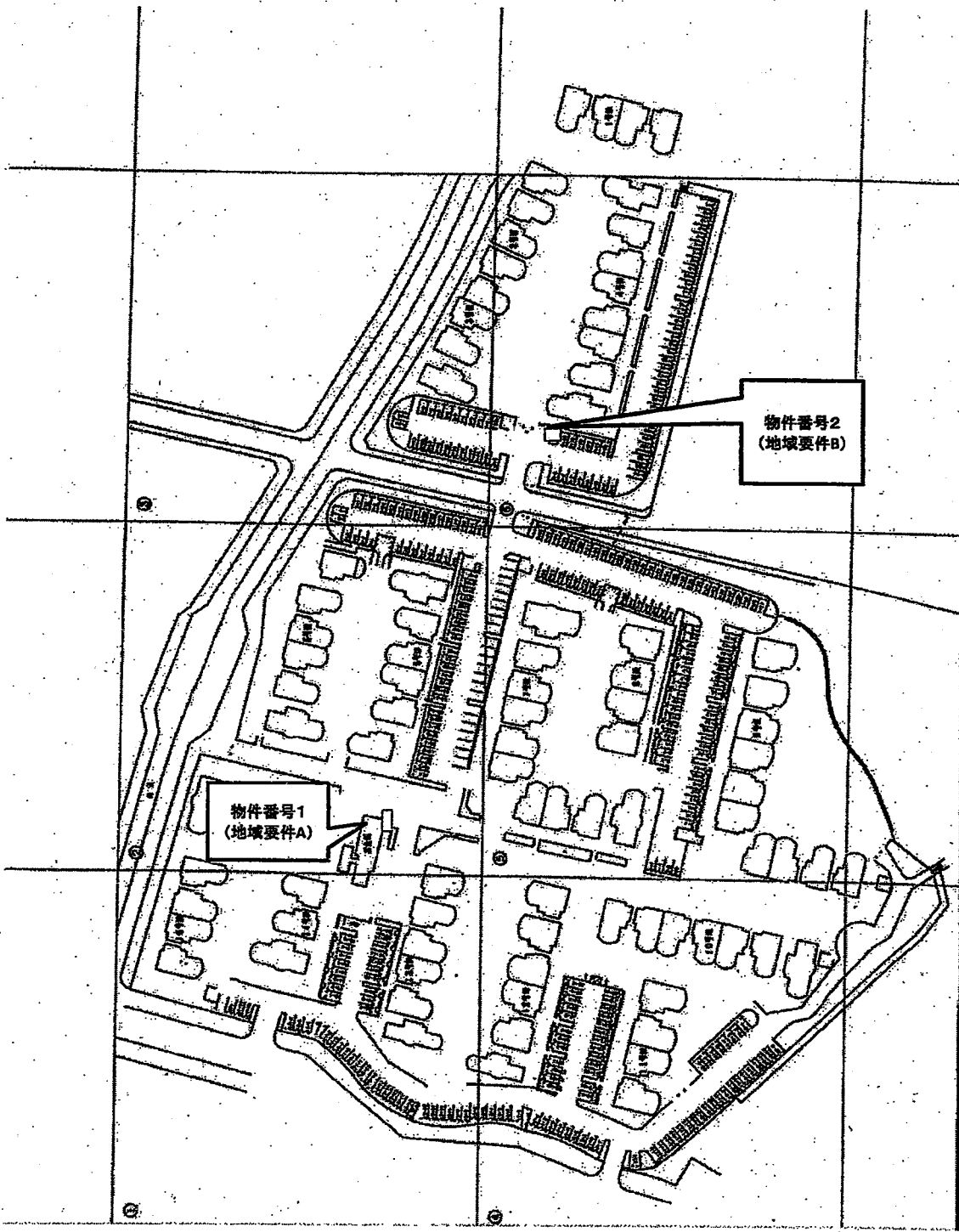
代表者 職 氏 名

連帯保証人 丙

物件の表示

財 産 名 称	所 在 地	貸付箇所	貸付面積
県営生目台東団地	宮崎市生目台東3丁目19番地1	別図のとおり (物件番号2)	2.09㎡

図1 (県営生目台東団地) 物件番号1及び2の位置図



県営住宅における自動販売機に係る電気料に関する協定書

宮崎県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）及び県営生目台東団地自治会（以下「丙」という。）とは、甲が所有する県営生目台東団地内に設置する別図記載の自動販売機に係る電気料（以下「電気料」という。）について、次のとおり協定書を締結する。

（電気料の算定）

第1条 乙は、乙が設置するメーターにより自動販売機に係る電気使用量（以下「電気使用量」という。）を計測し、電気料を計算するものとする。

2 電気料は、一月当たりの電気使用量に別途定める1kWh当たりの単価（以下「単価」という。）を乗じた金額に一定の経費を加えた額とする。なお、1円未満の端数については、切り上げとする。

3 電気使用量の計測日は、翌月の1日とする。ただし、計測日が土曜、日曜日の場合は月曜日とし、祭日の場合は翌日とする。なお、契約期間の満了又は賃貸借契約書第16条の契約の解除により乙が自動販売機を撤去する場合における電気使用量の計測日は、自動販売機の撤去日とする。

（電気料の支払い）

第2条 乙は、甲が電気料の支払い先として指定する丙に電気料を支払うものとし、丙が指定する金融機関の口座に翌月の10日までに電気料を振り込まなければならない。ただし、契約期間の満了又は賃貸借契約書第16条の契約の解除における電気料の振込み期限は、契約期間の満了日又は契約の解除日までとする。

2 乙は、前項の振込みを行う場合には、前もって丙に電気料の計算内容について報告し、確認を受けなければならない。

3 丙は、本条第1項に規定する電気料について、団地内共用部分に係る電気料と合わせて、電力供給会社に支払うものとする。

（単価の改定）

第3条 甲は、電力供給会社の電気料金の改定その他正当な理由がある場合には、単価の改定を行うことができる。

（遅延利息）

第4条 乙は、第2条に定める支払いを遅延したときは、その遅延日数に応じ、遅延金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合により算出した額を丙に支払わなければならない。

（有効期間）

第5条 この協定書の有効期間は、賃貸借契約書第4条の貸付期間とする。ただし、賃貸借契約書第16条の契約の解除にあつては、有効期間の終期は契約の解除日までとする。

（協定書の費用）

第6条 この協定書の締結及び履行等に関し必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(協議)

第7条 この協定書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの協定書に定めのない事項については、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

この協定書の成立を証するため、本協定書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 宮崎県 宮崎土木事務所長

乙 ○○市○○町○○番地
○○○○

代表者 職 氏名

丙 県営生目台東団地自治会長

県営住宅における自動販売機にかかる電気料計算書(1台当たり・税込み)

①協定書第1条第2項に定める単価 (円/kWh)	×	②電気使用量 (kWh/月)	+	③協定書第1条第2項に定める一定の経費 (円/月)	=	④電気料 (円/月)
26.06						0

【留意事項】

(1)①の1kWh当たりの単価は、電力供給会社で定めている電力使用量毎の1kWhの単価のうち、301kWh以上の場合の単価とする。

(2)②の電気使用量は、協定書第1条第3項で定める計測日に計測した1月当たりの電気使用量とする。

(3)③の一定の経費は、団地自治会等による電気使用量の確認、電力供給会社への支払いなどの業務に要する経費とし、1台当たり1000円とする。但し、自動販売機設置に伴い、基本料金が増額となる場合には、新たな基本料金と元の基本料金との差額(自動販売機が複数ある場合は、差額を台数で除した額(1円未満の端数は切り上げ))を団地自治会等の経費(1000円)に加算する。

(4)④の電気料は、消費税込みとする。

(計算例)

県営住宅における自動販売機にかかる電気料計算書(1台当たり・税込み)

①協定書第1条第2項に定める単価 (円/kWh)	26.06	×	②電気使用量 (kWh/月)	320	+	③協定書第1条第2項に定める一定の経費 (円/月)	1,142	=	④電気料 (円/月)	9,482
-----------------------------	-------	---	-------------------	-----	---	------------------------------	-------	---	---------------	-------

〇〇月の電力使用量(kWh/月)

注)自動販売機設置に伴い、基本料金が増額となる場合の「一定の経費」の計算例

- ・団地自治会等の経費 1000円(固定経費)
- ・旧基本料金を30Aと仮定 850円
- ・新基本料金を50Aと仮定 1417円
- ・自動販売機の台数を4台と仮定
差額=1417円-850円=567円
1台あたりの差額=567円÷4台=141.75円=142円
一定の経費=1000円+142円=1142円

【留意事項】

- (1)①の1kWh当たりの単価は、電力供給会社で定めている電力使用量毎の1kWhの単価のうち、301kWh以上の場合の単価とする。
- (2)②の電気使用量は、協定書第1条第3項で定める計測日に計測した1月当たりの電気使用量とする。
- (3)③の一定の経費は、団地自治会等による電気使用量の確認、電力供給会社への支払いなどの業務に要する経費とし、1台当たり1000円とする。但し、自動販売機設置に伴い、基本料金が増額となる場合には、新たな基本料金と元の基本料金との差額(自動販売機が複数ある場合は、差額を台数で除した額(1円未満の端数は切り上げ))を団地自治会等の経費(1000円)に加算する。
- (4)④の電気料は、消費税込みとする。